第２回福山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
議事次第

日　時：2020年（令和2年）3月14日11：30～
場　所：福山市役所６階　60会議室

１　開　会

２　報告事項

（１）国，県の動向について　資料１

（２）本市の対応について　資料２

３　協議事項

（１）緊急支援策について　資料３

（２）本市の対応について　資料４

（３）その他

４　閉　会

第2回福山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
席次表

日　時　　2020年（令和2年）3月14日11:30～
場　所　　福山市役所6階　60会議室

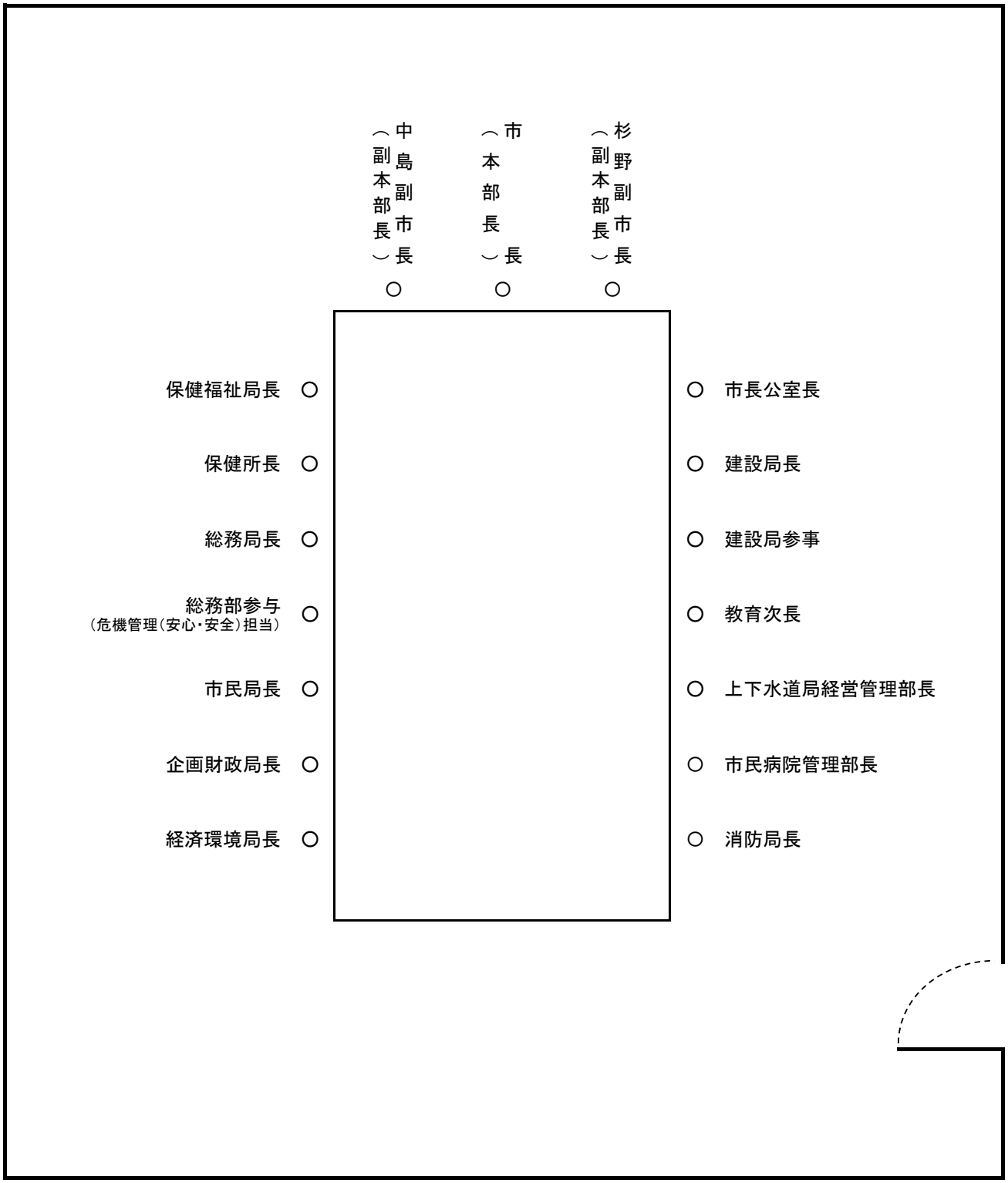

資料１

〇国内事例：都道府県別の患者報告数（2020 年３月 13 日 12 時時点）
（※チャーター便、クルーズ船の患者を除く）

全国	591 名
北海道	127 名
宮城県	1 名
秋田県	1 名
福島県	1 名
栃木県	2 名
埼玉県	18 名
群馬県	1 名
千葉県	25 名
東京都	70 名
神奈川県	37 名
新潟県	14 名
石川県	5 名
山梨県	2 名
長野県	2 名
岐阜県	2 名
静岡県	3 名
愛知県	108 名
三重県	4 名
滋賀県	1 名
京都府	14 名
大阪府	73 名
兵庫県	37 名
奈良県	4 名
和歌山県	12 名
広島県	1 名
山口県	1 名
愛媛県	1 名
高知県	11 名
福岡県	3 名
熊本県	5 名
大分県	1 名
宮崎県	1 名
沖縄県	3 名

■　国・県の対応状況（下線：更新箇所）

（１）国の対応状況

1月28日　新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令公布（2/1施行）
1月30日　対策本部設置
1月30日　第１回対策本部会議（～3/10　第19回）
2月 3日　流行地域の変更（武漢市→湖北省）
2月12日　流行地域の変更（湖北省→湖北省・浙江省）
2月13日　緊急対応策取りまとめ
2月16日　第１回専門家会議（～3/9　第6回）
2月17日　「相談・受診の目安」公表
2月20日　「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」公表
2月25日　「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」決定
2月26日　流行地域の変更（湖北省・浙江省→中国湖北省・浙江省，韓国大邱広域市・慶尚北道清道郡）
2月26日　全国的なイベント等の中止等の対応要請
2月27日　小中学校・高等学校等の一斉臨時休業要請
3月6日　流行地域の変更（中国・韓国・イランの一部地域）
3月10日　緊急対応策（第２弾）取りまとめ
3月10日　全国的なイベント等の中止等の対応継続要請（10日間程度）
3月10日　流行地域の変更（中国・韓国・イラン・イタリアの一部地域　他）
3月14日　新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律施行（特措法の規定を新型コロナウイルス感染症に適用）

（２）県の対応状況

1月29日　特別警戒本部設置
1月29日　第１回特別警戒本部員会議（～3/7　第5回）
1月29日　県民向け相談窓口設置
1月30日　特別警戒本部を「非常体制」に移行
2月26日　県主催イベント等の取扱いを決定
2月28日　県立小中学校・高等学校等の一斉臨時休業を決定
3月 4日　広島県新型コロナウイルス感染症対策行動計画（骨子案）を作成
3月 6日　県内（広島市）で１例目の感染を確認

資料２

新型コロナウイルス感染症に対する本市の対応について

（2020年（令和2年）**3月13日現在**）

１ 実施体制等

1月29日　福山市警戒本部設置（本部長：保健所長）
1月30日　第１回警戒会議（以降，毎週局長級会議で情報共有）
2月24日　福山市新型コロナウイルス感染症特別警戒本部設置（本部長：杉野副市長）
2月24日　第１回特別警戒本部会議
2月27日　第２回特別警戒本部会議
2月28日　第３回特別警戒本部会議
3月 5日　第４回特別警戒本部会議
3月 7日　福山市新型コロナウイルス感染症対策本部設置（本部長：枝廣市長）
3月 7日　第１回対策本部会議

２ 市民啓発及び関係機関等への情報提供

ア 国・県と連携して広範な情報収集を行うとともに，市民及び医療分野を始め全ての関係者に対し迅速に的確な情報提供を行い，冷静な対応を求める。

イ 感染予防のため，手洗いやうがい，マスク着用などの咳エチケットの徹底等自らができることを励行する。

・市ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する情報」掲載（１月１７日～）
・各部署から市民及び関係機関等へ適宜情報提供
※ 保育所，学校(幼･小･中･高･大)，社会福祉施設等，市内事業所，外国人支援団体ほか
※ 必要な情報が対象者へ正確に伝わるよう配慮（障がいがある方，外国人など）

３ 相談･受診等

ア 相談窓口

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口 24h
０８４-９２８-１３５０

1月29日　相談窓口の設置
2月12日　相談窓口を２４ｈ対応（夜間休日はコールセンターが対応）
3月9日　相談窓口の機能強化（回線増設，多職種対応）（3/7第1回対策本部決定）

イ 相談状況 **1，558件**（1/29～3/12），**検査実施状況 44件（陽性 0件）**（1/30～3/12）

ウ 相談･受診の目安　（2020/2/17厚生労働省通知により見直し）

○ 次のいずれかに該当する方は，相談窓口に相談
・ 風邪の症状や３７．５度以上の発熱が４日以上続く方（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様）
・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方
○ 次のような方は重症化しやすいため，この状態が２日程度続く場合には相談窓口に相談
・ 高齢者
・ 糖尿病，心不全，呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方
・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

エ 相談～受診等の流れ

① 相談・受診の目安に該当する方が相談
② 相談時に，詳細な聞取りを行い，必要に応じて，医療機関への受診調整を行う。
③ 感染が疑われる場合は，感染症指定医療機関に受診誘導する。
※ 自力で受診できない場合は，市が移送する。
④ 検査の結果，感染が確定した場合は，感染症法による入院となる。
※ 保健所は積極的疫学調査を行い，接触者の健康観察を行う。

4　感染拡大防止に向けた対策

国内における感染拡大の状況を踏まえ，**当面（県内発生早期（市内未発生期））**の感染防止策を以下のとおり講じました。市民の皆様のご理解とご協力をお願い申しあげます。

（1）市主催イベントの対応について（3/7～）（3/7第1回対策本部決定）

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="3">区分</th><th colspan="5">講演会，シンポジウム，研修会，各種イベント</th></tr>
<tr><th rowspan="2">市外から参加があるもの</th><th colspan="2">広く市民を対象とするもの</th><th colspan="2">特定地域の市民を対象とするもの</th></tr>
<tr><th>屋内</th><th>屋外</th><th>屋内</th><th>屋外</th></tr>
<tr><td rowspan="2">県内発生</td><td>本市（隣接市町を含む）未発生 かつ 県内でまん延していない場合</td><td colspan="3" rowspan="2">原則，延期又は中止</td><td colspan="2">対象者が特定でき，
万全な感染防止対策が講じられる場合には実施可</td></tr>
<tr><td>本市（隣接市町を含む）で発生した場合 または 県内でまん延している場合</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※「原則，延期又は中止」の区分であっても，実施時期の変更ができない場合については，個別に可否を整理する。
（卒業式，入学式，資格試験等）

【感染防止対策の具体】

○保健衛生上の対策	○イベント運営上の対策
・マスク着用などの咳エチケット，手洗いなど ・会場へのアルコール消毒液等の設置 ・体調不良者の参加自粛のお願い ・会場の換気 ・終了後の消毒	・開催規模の制限（参加人数） ・開催場所の見直し（屋内・外，換気の状態） ・開催時間の対策（同一空間での滞在期間） ・プログラム内容の見直し（距離や接触）

（1）－2 イベント等について（市民のみなさまへ）

ア　イベント等の中止に伴う公の施設の使用料の返還ついて（2/24～当面3/31）（3/5第4回特別警戒本部決定）

・「市主催イベントの対応について」を受け，イベント等を中止した場合の公の施設の使用料を全額返還
※2月24日から当面3月31日までの公の施設の使用について適用

イ　お花見の宴会の自粛について（3/5第4回特別警戒本部決定）

福山城公園など，市内各所の桜の名所においては，お花見時期は混雑が予想されることから，新型コロナウイルス感染拡大防止のため，飲食を伴う宴会等を控えていただくようお願いする。散策しながらお花見を楽しむ場合でも，咳エチケットの徹底等，感染拡大防止に協力をお願いする。

（2）学校の対応

ア　卒業式・卒園式の対応（2/27第2回特別警戒本部を経て市教委決定）

・感染拡大防止措置を講じ実施する。
参加者制限（原則，卒業生・保護者・教職員），スペース確保，時間短縮等を行う。

イ　市立小中学校等の臨時休業（3/2～春休み）（2/28国の要請を受け,特別警戒本部・市教委決定）

・国の要請を受け，市内全ての小中学校，義務教育学校，福山市立中・高等学校を臨時休業する。
・仕事などで対応が困難な家庭の子どもは，学校で受入れを行う。
・放課後児童クラブ，保育所，幼稚園，放課後等デイサービスは通常利用とする。
・企業，事業所等へ，従業員の休暇取得等について格段の配慮を要請する。

（3）公共施設の利用制限等

当面，3月2日～3月15日の公共施設利用について，次のとおり決定した。（2/28第3回特別警戒本部決定）
・休館 … 老人福祉センター（5施設）,ふれあいプラザ(32施設)（重症化が懸念される高齢者への感染防止対策）
・利用制限 … 図書館（予約貸出，返却のみとし滞在時間を制限）

当面，3月9日～3月15日の公共施設利用について，次のとおり決定した。（3/7第1回対策本部決定）
・休館 … ふれ愛ランド（濃厚接触リスクが高い場所における感染防止対策）
・利用制限 … スポーツ施設（4施設）（トレーニングルームの利用中止）

上記施設の休館期間を，3月31日まで延長。（この期間中にオープンする「エフピコアリーナふくやま」についても，3月31日まで利用制限(トレーニングルームの利用中止)）

（4）ネウボラ相談窓口「あのね」の対応（3/2～）（2/28第3回特別警戒本部決定）

窓口対応は引き続き行うが，継続相談や妊娠後期の相談については，来訪されなくても相談できるよう，対象者へ電話相談または訪問相談を実施する。

（5）社会福祉施設等の対応（2/17～）

○国通知に基づき，感染防止対策の徹底のための必要な情報提供及び助言指導を適宜実施。

・利用者の体調管理及び健康状態把握の徹底，体調不良者の利用制限及び医療等へのつなぎ（2/24）

・従事職員の体調管理及び健康状態把握の徹底，体調不良者の従事制限（2/24）

・面会の制限／業者を含む全ての関係者の健康状態把握及び体調不良者の入館等の制限（2/24）

・人員基準等について，必要に応じ柔軟な扱い（2/17）

（6）その他

・市民税・県民税・国民健康保険税の申告期限の延長（3/16までを4/16までに）（2/28第3回特別警戒本部決定）

・市の業務での会議・研修・出張等について，必要性を再検討し対応する。

・感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について（3/5第4回特別警戒本部報告）

資料３

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（福山市）

（１）感染拡大防止策と医療提供体制の整備

○介護，障がい者施設，保育所等への感染拡大防止策

介護，障がい者施設，保育所等への布製マスクの緊急配布［国］
国が全国の施設へ計2,000万枚の布製マスクを直接配布（市内約1,800事業所）

介護施設への消毒液等購入及び発生時等の消毒実施［県］
県が消毒液一括購入し配布予定

障がい福祉サービスの衛生管理体制確保
感染防止のための消毒液等衛生用品の調達及び施設の衛生環境改善

保育所等の感染防止対策
保育所，放課後児童クラブ，子ども健全育成支援事業等の感染防止のための消毒液等衛生用品の調達及び施設の衛生環境改善

○医療体制の確保

国による医療機関へのマスクの優先配布［国］
感染症病院への優先配布はメーカー等で調整済
国による1,500万枚購入については，配布方法等は未定

県による医療機関へのマスクの配布［県］
県の備蓄分を県医師会を通じ1次分配布済　今後，2次分配布予定

人工呼吸器等の導入支援［県］
重症者に対して適切な入院医療を提供できるよう人工呼吸器等の導入

相談窓口の機能強化
回線増設，多職種対応

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口 24H
084―928－1350

遠隔健康医療相談窓口［国］
Web上で医師に無料で遠隔健康相談のできる窓口設置

○症状がある方への対応

傷病手当金（健康保険）　［各保険者］
感染した被用者に対し，労務ができない期間について，傷病手当を支給
国民健康保険，後期高齢者医療保険についても対象

傷病手当（雇用保険）
失業保険受給資格者が，傷病により15日以上続けて就労できない場合に支給

休業手当（雇主より）
感染が疑われるなど，使用者判断で休業させる場合は，休業手当（給与の60％以上）の対象

○情報発信の充実

高齢者へ必要な情報が行き渡るよう折込チラシによる広報［県］
県により3/13実施

在留外国人，外国人旅行者に対する多言語対応
外国人生活相談窓口を充実，関係団体へ情報提供

（２）学校の臨時休業に伴う対応

○一斉臨時休業による児童生徒の受入れ

保護者の就労により，日中家庭で過ごすことが難しい児童生徒について学校で受け入れる。

○保護者の休暇取得支援等

保護者の休暇取得支援に関する新たな助成金［国］

学校の臨時休業等に伴い保護者である従業員に，新たな有給の休暇を取得させた企業に対する助成金。賃金相当額×10/10（日額上限8,330円）

保護者の休暇取得支援に関する新たな助成金（個人事業）［国］

学校の臨時休業等に伴い，保護者である個人事業主等が契約した仕事ができなくなった場合に助成。（就業できなかった日につき，日額4,100円（定額））

○個人向け緊急小口資金

生活福祉資金の緊急小口資金に特例の創設［県］

上限額10万円→20万円　無利子　県が県社協へ委託　開始時期未定

○放課後等デイサービス事業への助成

放課後等デイサービス支援事業

臨時休業に伴う利用者の自己負担及び市費の負担増分を国が補助

○学校給食休止への対応

給食再開に向けた安全・安心の確保［国］

給食調理業者が行う，衛生管理の徹底・改善を図るための職員研修や設備等の購入に対する支援

食品ロス対策のための支援［国］

食材の代替販路の確保や輸送費等に対する支援

○テレワーク等の推進

時間外労働等改善助成金（テレワークコース）［国］

学校の休業に伴い新たにテレワークを導入した中小企業事業主に対する経費補助

時差出勤等の推進［国］

労働者が利用できる特別休暇制度を整備した中小企業等に対する経費補助

（３）事業活動の縮小等に対する支援（事業者向け）

○相談支援体制の充実

支援制度全般に関する相談窓口（産業振興課）
084－928－1039

関係機関との連携強化

福山市産業支援者連絡会議等を通じた現状把握や情報提供，相談支援体制の強化

各種支援制度を福山市産業支援者連絡会議や市ホームページ等を通じて事業者へ周知

ワンストップ相談窓口の設置［国］

事業主等からの経営，休業手当，助成金等に関する相談をワンストップで受付

○雇用調整助成金の特例措置の拡大

休業等計画届の事後提出，生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮，事業所設置後1年未満の事業主も助成対象

○強力な資金繰り対策

〔融資制度〕

新型コロナウイルス感染症特別貸付［国］

業況が悪化している中小企業，小規模事業者，個人事業主（フリーランスを含む）の資金繰りを支援する融資（無担保・実質無利子）

特別利子補給制度［国］

個人事業主（フリーランスを含む）や売上高が急減した事業者などの借入に対する利子補給

セーフティネット貸付［国］

通常要件（売上高が▲5%以上減少）にかかわらず，今後の影響が見込まれる事業者も融資対象とする特例措置

衛生環境激変対策特別貸付［国］

一時的な業績悪化から衛生水準の維持・向上に著しい支障が生じている生活衛生関係事業者（旅館業，飲食業及び喫茶店）に対する特別融資

セーフティネット資金［県］

市による信用保証認定を受けた事業者に対する融資

緊急経営基盤強化資金・借換資金［県］

売上高等が▲5%以上減少または経常損失に転じるなど経営が悪化するなどした事業者への融資

経営安定資金

中小企業者の経営基盤の確立に要する事業資金への融資

小規模事業資金

中小企業者の資金調達の円滑化や設備の近代化に要する事業資金への融資

小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）［国］

商工会議所・商工会等の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対する融資（無担保，無保証人）について，金利・据置期間に関する特例措置

農林漁業セーフティネット［国］

農林漁業経営者が緊急的に対応するために必要な長期資金に対する融資

〔信用保証制度〕

セーフティネット保証４号（100%保証）［国］

売上高が前年同月比▲20%以上減少した中小企業者の資金繰り支援

産業振興課内に**「信用保証認定窓口」**を設置

セーフティネット保証５号（80%保証）［国］

特に重大な影響が生じている業種について，売上高が前年同月比▲5%以上減少した中小企業者の資金繰り支援

産業振興課内に**「信用保証認定窓口」**を設置

危機関連保証（100%保証）［国］

セーフティネット保証４号，５号と併せて保証の対象を拡大

売上高が前年同月比▲15%以上減少した中小企業者の資金繰り支援

産業振興課内に**「信用保証認定窓口」**を設置

〔その他〕

危機対応業務［国］

商工中金及び日本政策投資銀行を通じた大企業・中堅企業・中小企業への資金繰り支援

金融機関への配慮要請［国］

事業者の資金繰りに万全の対応を行うなどの配慮を要請

○サプライチェーン毀損への対応

生産性革命推進事業［国］

ものづくり・商業・サービス補助金

新製品開発のための製造機械の購入やシステム構築費用を支援

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が経営計画に沿って販路開拓に取り組む費用を支援

IT導入補助金

テレワークツールの導入に取り組む事業者を優先的に支援

テレワークの導入を図る企業へのＩＣＴ専門家による無料相談対応

○観光業への対応

訪日外国人旅行者受入環境整備［国］

施設のバリアフリー化などの設備投資やキャッシュレス化の整備等を支援

（４）収入減少に対する支援（個人向け）

○生活困窮者自立支援制度の利用促進

生活困窮者に対する自立相談支援

離職や収入減少等により生活が困窮された方に対し，家計や仕事，住まい等幅広い課題について，ハローワーク等の関係機関と連携し，本人に寄り添った包括的な相談・支援を行う。

住居確保給付金の支給

離職等により住居を失う恐れがある方に対し，家賃相当額を支給する。

○貸付事業

生活福祉資金［県］

母子父子寡婦福祉資金

○急な収入減少がある場合の各種減免等

市民税の減免

国民健康保険税特例軽減

国民健康保険税減免（失業，事業の休廃止）

国民健康保険一部負担金の免除及び徴収猶予

後期高齢者医療保険料の減免

後期高齢者医療保険料の一部負担金の減免

国民年金保険料の免除及び徴収猶予

介護保険料の減免

介護保険居宅介護サービス費等の額の特例

養護老人ホーム月額費用徴収額の減免

障がい福祉サービス等利用者負担の軽減

保育所等保育料の減免

公立幼稚園の預かり保育料減免

授業料免除・減免（福山市立高等学校・市立大学）

（５）行政手続等に関する特別な措置

○期限の延長，手続の弾力的な運用等

市民税・県民税，国民健康保険税申告期限の延長
3月16日の申告期限を4月16日に延長

児童手当，児童扶養手当の届出に関する弾力的な対応

特別児童扶養手当等の届出に関する弾力的な対応

被保険者資格者証の取扱い（新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者外来の受診時）

国民健康保険，後期高齢者医療制度の届出に関する弾力的な対応

外国人帰国困難者の在留期限の延長［国］

自立支援医療等の指定医療機関以外への受診
自立支援医療，小児慢性特定疾病医療，特定医療費（指定難病）等での受診について，緊急の場合，本人の指定医療機関でなくても受診できるものとする。

工事及び業務の一時中止措置等
工事又は業務の継続が難しい場合，一時中止等の措置を行うことができる。

建築物の完了検査の円滑な実施
建築設備等の納期遅れでの完了検査に対し，個別に対応を行う。

建築物の定期調査・検査の報告期限の猶予等
定期調査・検査結果について，必要に応じ期限の延期や猶予等の対応ができる。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 －第２弾－（ポイント）

令和2年3月10日
新型コロナウイルス感染症対策本部

- 国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として万全の対応を行う（財政措置約０．４兆円、金融措置総額１．６兆円）。
- 今後とも、感染の状況とともに、**地域経済及び世界経済の動向を十分注視**し、必要な対策は躊躇なく講じていく。

（１）感染拡大防止策と医療提供体制の整備

◆感染拡大防止策
- **クラスター対策の専門家**を地方公共団体へ派遣
- 介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等の補助

◆需給両面からの総合的なマスク対策
- ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、**マスクの転売行為を禁止**
- **布製マスク2,000万枚**を国で一括購入し、**介護施設等に緊急配布**
- **医療機関向けマスク1,500万枚**を国で一括購入し、**必要な医療機関に優先配布**
- マスクメーカーに対する**更なる増産支援**

◆PCR検査体制の強化
- PCR検査設備の民間等への導入を支援し、**検査能力を更に拡大(1日最大7,000件程度)**
- PCR検査を**保険適用**（**公費補助**により引き続き自己負担なし）

◆医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速
- **緊急時に5,000超**の病床確保と**人工呼吸器**等の設備整備支援
- AMED等の活用による**治療薬**等の開発加速

◆症状がある方への対応
- **傷病手当金**の円滑な支給に向けた取扱いの明確化、周知徹底

◆情報発信の充実
- 政府広報等の活用等による、**わかりやすく積極的な広報**（典型的な臨床情報等）
- **在留外国人、外国人旅行者**に対する多言語での適切迅速な情報提供

（２）学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

◆保護者の休暇取得支援等
- 正規・非正規を問わない**新たな助成金制度の創設**（**10/10、日額上限8,330円**）
- 委託を受けて個人で仕事をする方も支援（一定の要件を満たす方：**日額4,100円**）

◆個人向け緊急小口資金等の特例
- **緊急小口資金等**の特例の創設(**緊急小口 10万円→20万円、無利子、償還免除等**)

◆放課後児童クラブ等の体制強化等
- 午前中から**放課後児童ｸﾗﾌﾞ**等を開所する場合等の**追加経費を国費(10/10)**支援
- **ファミリー・サポート・センター事業**の**利用料減免分を国費(10/10)**支援
- **企業主導型ﾍﾞﾋﾞｰｼｯﾀｰ利用者支援事業**の３月の割引券上限引上げ(**月24枚→120枚**)

◆学校給食休止への対応
- 臨時休業期間中の**学校給食費の保護者への返還要請**、国による費用負担支援
- **給食調理業者、食品納入業者、酪農家**等へのきめ細かい各種支援

◆テレワーク等の推進

（３）事業活動の縮小や雇用への対応

◆雇用調整助成金の特例措置の拡大
- 特例措置の対象を**全事業主**に拡大、対象の明確化（**一斉休業等**）、**１月遡及適用**
- 特別な地域における助成率の上乗せ（中小2/3→**4/5**、大企業1/2→**2/3**）等

◆強力な資金繰り対策　※緊急対応策関連の金融措置：**総額1.6兆円規模**
- **「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を創設**（**5,000億円規模**）し、金利引下げ、さらに**中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保**の資金繰り支援
- 信用保証協会によるｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ4号(100%)・5号(80%)、危機関連保証(100%)
- **日本政策投資銀行（DBJ）**及び**商工中金**による危機対応業務等を実施し、資金繰りや国内サプライチェーン再編支援（**2,040億円**）
- 民間金融機関における新規融資の積極的実施、既往債務の条件変更等を要請

◆サプライチェーン毀損への対応
- **国際協力銀行(JBIC)**の「成長投資ﾌｧｼﾘﾃｨ」等の活用(**最大5,000億円規模**)
- **DBJ**による国内サプライチェーン再編支援(再掲)

◆観光業への対応
- 魅力的な観光コンテンツ造成、多言語表示等、観光地の**誘客先の多角化**等支援
- 事態終息後の官民一体となったキャンペーン等の検討

◆生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化

（４）事態の変化に即応した緊急措置等

◆新たな法整備 (令和２年３月10日閣議決定)
- 新型コロナウイルス感染症に**新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用**

◆水際対策における迅速かつ機動的な対応
- 上陸拒否･査証制限措置、検疫強化、感染症危険情報発出等の迅速かつ機動的な対応

◆行政手続、公共調達等に係る臨時措置等
- **確定申告期限の延長**（令和２年４月16日まで）、**運転免許の更新の臨時措置**等
- 公共工事等の柔軟対応（**工期の延長等**）や繰越の弾力的対応

◆国際連携の強化
- WHO等による緊急支援への貢献

◆地方公共団体における取組への財政支援

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第２弾の規模

○　緊急対応策第1弾（153億円）に加え、今年度予算の着実な執行と予備費2,715億円(一般会計2,295億円、特別会計420億円）の活用により、**緊急対応策第２弾**として**4,308億円**の財政措置を講ずる。
○　あわせて、資金繰り対策等に万全を期すため、日本政策金融公庫等に**総額1.6兆円**規模の金融措置を講ずる。

１．財政措置：4,308億円

(1)感染拡大防止策と医療提供体制の整備：486億円

○保育所や介護施設等における感染拡大防止策（107億円）　○ＰＣＲ検査体制の強化（10億円）
○需給両面からの総合的なマスク対策（186億円）○医療提供体制の整備（133億円）
○治療薬等の開発加速（28億円）

(2)学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応：2,463億円

○保護者の休暇取得支援等（新たな助成金：1,556億円、個人向け緊急小口資金等の特例：207億円）
○放課後児童クラブ等の体制強化等（470億円）　○学校給食休止への対応（212億円）
○テレワーク等の推進（12億円）

(3)事業活動の縮小や雇用への対応：1,192億円

○雇用調整助成金の特例措置の拡大（374億円）　○強力な資金繰り対策（782億円）
○観光業への対応（36億円）

(4)事態の変化に即応した緊急措置等：168億円

○ＷＨＯ等による感染国等への緊急支援に対する拠出(155億円)

２．金融措置：1.6兆円規模

○セーフティネット貸付・保証（6,060億円）　○新型コロナウイルス感染症特別貸付（5,430億円）
○日本政策投資銀行等による大企業・中堅企業等への金融支援（2,040億円）
○国際協力銀行によるサプライチェーン確保等への金融支援（2,500億円）　等

(注)第2弾の予備費2,715億円の内訳は、1.(1)346億円(うち一般会計346億円)、(2)1,409億円(同989億円)、(3)797億円(同797億円)、(4)163億円(同163億円)。

資料４

新型コロナウイルス感染時の業務継続対策の概要

1　概要

市職員が，新型コロナウイルスに感染した場合に，市民生活への影響を最小限に抑え，必要な行政サービス等を継続するため「福山市新型インフルエンザ対策業務継続計画（新型コロナウイルス感染症対策兼用）」を基に業務継続のための行動を実施。

2　対応の種類等

(1) 欠勤者数

- 欠勤者数：欠勤率４０％を想定

(2)対応の分類（３段階）

【優先度Ａ】 （継続すべき業務）	中断すると市民生活を支える上で重大な影響が生じるなど中断が不可能な業務
【優先度Ｂ】 （縮小等すべき業務）	対応を変更あるいは規模を縮小することなどにより，実施が可能な業務
【優先度Ｃ】 （中断すべき業務）	中断しても市民生活に与える影響が少ないなど，中断してもとりわけ差し支えないと思われる業務

【優先度Ａの主な業務】

・証明書等の発行業務（税所得証明，住民票・印鑑登録証，斎場使用許可など）

・受付業務（転入学届，上下水道の使用開始など）

・窓口相談業務（税申告，保険・ひとり親家庭・児童虐待の防止等の相談など）

(3)窓口業務を継続するための対応

・待合の椅子の間隔拡張

・待合場所の拡大（ホール，エントランス，庁舎外など）

・郵送による証明書の交付など

3　職員感染時の対応

●職員が感染した場合，職場等の消毒を実施する。

・消毒の範囲については，保健所が感染者の行動範囲などの聴き取り等を基に判断

・消毒方法や作業については，保健部の助言を受けながら，職員が防護服を着用して行う。

・消毒作業中は，原則，職場を閉鎖する。

・感染したおそれがある濃厚接触者については，健康観察とする。

・対応職員の確保（部局内や経験者等で確保）

2020 年（令和 2 年）3 月 14 日

福山市職員における新型コロナウイルスへの対応について

1　健康管理

日常的に，次のとおり対策を実施する。

(1) 検温

毎朝，検温し，発熱がある場合は，可能な限り外出を控える。

(2) 換気

職場において，概ね 2 時間ごとに換気を行う。

(3) 手洗いの徹底

不特定多数の人が触れるものを触った後は，石鹸で手を洗う。

(4) 咳エチケット

咳やくしゃみの症状のある人はマスクを着用する。

2　出張等の自粛

(1) 公務出張等

不急の出張，研修，会議等への参加の必要性について再検討し，真に必要なもののみ参加する。参加する場合にあっても，適切な感染防止策を講じた上で参加する。

【期間】

2020 年（令和 2 年）2 月 28 日から当分の間

(2) イベント等

多数の人が参加するイベント等の実施・参加や不要不急の移動（旅行等）については，可能な限り自粛・延期する。やむを得ず，実施・参加する場合にあっても，適切な感染防止策を講じた上で対応する。

【期間】

2020 年（令和 2 年）3 月 3 日から当分の間

3　勤務体制

(1) 休暇

新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇については，特別休暇として取り扱う。

【適用開始日】

2020 年（令和 2 年）3 月 1 日

(2) 時差通勤

クラスター感染防止に向け，時差出勤を検討中